

第 37 回 士別市農業委員会総会議事録

令和 6 年 6 月 27 日

士 別 市 農 業 委 員 会

第 37 回 士別市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 6 月 27 日（木曜日）
午後 9 時 00 分開会
午後 9 時 30 分閉会

2. 開催場所 第 2 庁舎大会議室

3. 本日の会議事件

開会宣告

議事録署名委員の指名

諸般の報告

日程第 1	報告第 1 号	利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について
日程第 2	報告第 2 号	士別市農業経営改善計画の認定について
日程第 3	報告第 3 号	使用貸借契約の解約について
日程第 4	報告第 4 号	賃貸借契約の解約について
日程第 5	報告第 5 号	農地法第 3 条の 3 の規定による相続の届出について
日程第 6	議案第 1 号	土地の現況証明書の交付について
日程第 7	議案第 2 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 8	議案第 3 号	農用地利用集積計画の決定について

出席委員（26 名）

1 番	上 野 浩 二 君	2 番	湯 浅 悦 子 君
3 番	山 下 篤 君	4 番	松 井 薫 君
5 番	古 川 昇 君	6 番	新 田 康 仁 君
7 番	森 野 良 次 君	8 番	鈴 木 淳 一 君
9 番	寺 崎 徳 仁 君	1 1 番	工 藤 修 一 君
1 2 番	岡 崎 京 子 君	1 3 番	本 間 一 明 君
1 4 番	柳 眞由美 君	1 5 番	梅 津 宣 保 君
1 6 番	遠 藤 英 俊 君	1 7 番	沼 舘 初 男 君
1 8 番	鈴 木 茂 樹 君	1 9 番	佐久間 弘 美 君
2 0 番	渡 辺 亨 君	2 1 番	村 上 幸 博 君
2 2 番	栗 本 勝 君	2 3 番	中 山 義 隆 君
2 4 番	鈴 木 庄一郎 君	2 5 番	小野寺 悦 子 君
2 6 番	木 下 一 彦 君	2 7 番	保 科 隆 志 君

事務局長	林 秀 忠 君
副 長	小 林 泉 君
主 幹	梶 山 賢 一 君

4. 会議の概要

(午後 9 時 00 分 開会)

●議長（保科隆志君）

第 37 回農業委員会総会を招集しましたところ、ただ今の出席委員は 26 名であります。
直ちに会議を開きます。

本総会の議事録署名委員には、13 番 本間一明委員、19 番 佐久間弘美委員を指名いたします。ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○事務局長（林 秀忠君） ご報告申し上げます。

初めに、委員の欠席についてであります。「中澤委員」から欠席の届出がありました。

次に、本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） それでは、これより議事に入ります。

日程第 1、報告第 1 号 利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（松本奨悟君） 農業経営基盤強化促進法第 21 条の規定により、嘱託登記を完了したので報告いたします。

番号 1 番、権利者、●●●●、義務者、●●●●外 6 件について、嘱託登記を完了いたしました。以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第 1 号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第 2、報告第 2 号 士別市農業経営改善計画の認定について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（松本奨悟君） 農業経営基盤強化促進法第 12 条第 5 項の規定に基づき、農業経営改善計画の認定通知がありましたので、報告いたします。

番号 1 番、●●●●外 1 件の新規認定、1 件の再認定、5 件の変更認定がありました。

なお、累計は、先月比 2 件増の 422 件 となっております。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第2号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に日程第3、報告第3号、使用貸借契約の解約について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林泉君）

番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●●外1件について、使用貸借契約の解約の通知がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第3号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第4、報告第4号 賃貸借契約の解約について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林泉君） 農地法第18条第6項の規定により、賃貸借契約の通知がありましたので報告いたします。

番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●●外2件より解約の通知がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第4号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第5、報告第5号 農地法第3条の3の規定による相続の届出について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（相山賢一君） 農地法第3条の3の規定により、相続による権利取得の届出がありま

したので報告いたします。

番号1番、相続人、●●●●外1件より相続の届け出がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第5号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第6、議案第1号 土地の現況証明書の交付について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（相山賢一君） 農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願いがありましたので、証明書交付の可否についてご審議願います。

番号1番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●、地目、公簿、田、現況、山林、面積3,966 m²、証明の必要理由、地目変更登記及び所有権移転登記。本申請地につきましては、農家台帳にすでに非農地登録されており、現在も山林として利用されている土地であります。

番号2番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、西3条3丁目、地番、●●●●、地目、公簿、畑、現況、宅地、雑種地、面積、合わせて1,100 m²、証明の必要理由、地目変更登記。本申請地につきましては、農家台帳にすでに非農地登録されており、現在も宅地、雑種地として利用されている土地であります。

番号3番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、武徳町、地番、●●●●、地目、公簿、田、現況、宅地、面積130 m²、証明の必要理由、所有権移転登記。本申請地につきましては、農家台帳にすでに非農地登録されており、現在も宅地として利用されている土地であります。

なお、現地確認につきましては、番号1番は6月6日に、番号2番、3番は6月11日に、いずれも各担当地区農業委員3名により実施しています。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第7、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（相山賢一君） 農地法第3条の規定により、許可申請のあった農地等の権利設定許可の可否について、同条第2項に基づきご審議願います。

番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、東5条21丁目、川西町、地番、●●●●外2筆、地目、牧場、面積12,422㎡、契約の内容は売買であり、事業譲渡するため買い受けるものであります。

番号2番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町、地番、●●●●外14筆、地目、田、面積124,069㎡、契約の内容は売買であり、買い受けて経営基盤の安定を図るものであります。

以上の案件につきましては、農地法第3条第2項に定める不許可事案にはあらず、許可要件のすべてを満たしています。

以上で説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第8、議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林泉君） 農業経営基盤強化促進法 第18条の規定に基づき士別市より提出のあった、農用地利用集積計画の内容についてご審議願います。

番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●、地目、田、面積915㎡、対価、無償、理由については、隣接地を譲り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号2番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外1筆、地目、畑、面積24,219㎡、対価、反当り、畑●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を買

い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 3 番、渡人、●●●●●、受人、●●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●●、地目、畑、面積 2,310 m²、対価、無償、理由については、隣接地を譲り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 4 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、西士別町、地番、●●●●●外 2 筆、地目、畑、面積 11,459 m²、賃貸料、反当り、畑●●●●●円で●●●●●円、理由については、近隣地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 5 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●●外 1 筆、地目、田、面積 2,289 m²、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 6 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●●外 67 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 410,347.27 m²、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、法人新設に伴い農地等を借り受けるためであります。

番号 7 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●●外 44 筆、地目、畑・用悪水路、面積 378,344.29 m²、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、法人新設に伴い農地等を借り受けるためであります。

番号 8 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●●、地目、畑、面積 50,306 m²、賃貸料、反当り、畑●●●●●円で●●●●●円、理由については、法人新設に伴い農地を借り受けるためであります。

番号 9 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●●外 23 筆、地目、田・畑、面積 83,641 m²、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、法人新設に伴い農地を借り受けるためであります。

番号 10 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●●外 35 筆、地目、田・畑、面積 185,066 m²、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、法人新設に伴い農地を借り受けるためであります。

番号 11 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●●外 9 筆、地目、田、面積 32,671 m²、賃貸料、反当り、田●●●●●円で●●●●●円、理由については、法人新設に伴い農地を借り受けるためであります。

番号 12 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、朝日町中央、地番、●●●●●外 4 筆、地目、田・畑、面積 55,479 m²、賃貸料、反当り、田●●●●●円、畑●●●●●円で●●●●●円、理由については、隣接地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 13 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、朝日町茂志利、地番、●●●●●外 5 筆、地目、畑、面積 29,317.15 m²、賃貸料、反当り、畑●●●●●円で●●●●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 14 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、朝日町茂志利、地番、●●●●●外 7 筆、地目、畑、面積 67,874.22 m²、賃貸料、反当り、畑●●●●●円で●●●●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

以上、14 件の計画については、農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 3 項 第 1 号に規定

する、士別市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしています。

以上で 説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 以上で、本会議に付議されました、全ての案件の審議を終了いたしました。

第 37 回総会は、これをもちまして閉会いたします。

（午後 9 時 30 分 閉会）